

概要版



第2次刈谷市文化振興基本計画

2018年度～2027年度

1 策定の背景と趣旨

本市では、文化芸術の振興や貴重な文化財等の保護、継承に取り組むため、2008（平成 20）年度を初年度とし、2017（平成 29）年度までの 10 年間を計画期間とした「刈谷市文化振興基本計画」を策定しました。そして、2013（平成 25）年には、市内の文化芸術活動や社会の変化に対応するため、「刈谷市文化振興基本計画 改定版」を策定し、本市の文化施策を展開してきました。

今回、「刈谷市文化振興基本計画」の計画期間が終了することから、本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化芸術を見つめ直すとともに、刈谷の文化芸術をまちの魅力として広く発信するため、「第 2 次刈谷市文化振興基本計画」を策定しました。

2 計画期間

計画期間は、2018（平成 30）年度から 2027 年度までの 10 年間とします。

3 文化芸術の範囲

文化芸術とは、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものです。その果たす役割は極めて重要であり、その範囲は幅広く捉えることができます。

「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 (メディア芸術を除く。)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く。)
生活文化・国民娯楽及び出版物等	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化) 国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽) 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

4 計画の内容

本市では、さまざまな歴史や風土の中で文化芸術が受け継がれ、市民の多様な活動を通じて育まれてきました。これからも、本市の文化芸術を市民の共通の資源として捉え生かしながら、刈谷らしい魅力あふれる文化のまちを創造し、未来へ紡いでいかなければなりません。

このような考えのもと、本市の文化振興に向け「文化で紡ぐかりやの未来 ～魅力あふれる文化のまちを目指して～」を基本理念に定め、これを実現していくために5つの基本方針を掲げ、各施策を進めます。



文化で紡ぐかり

基本方針3 歴史・文化財等の継承と発信及び活用

刈谷城の復元に向けた取り組みや、文化財等を生かしたまちなみづくりなど、その効果的な活用を図ることで、歴史・文化財等への市民の興味や関心を高めます。また、市内の歴史関係団体などと連携して、貴重な文化財等を適切に収集・保存・研究するとともに次世代へと継承し、これらの情報を市内外の人に発信します。

(1) 歴史・文化財等の保存・継承

歴史博物館などを活用し、本市における歴史・文化財等の保存・継承に努めます。

主な施策

- 歴史博物館の活用
- 文化財等の保存支援

(2) 歴史・文化財等に親しむ機会の充実

伝統文化の体験や史跡めぐりなどを実施し、本市の歴史や文化財等に親しむ機会の充実を図ります。

主な施策

- 伝統文化体験講座の開催
- 史跡めぐりの開催

(3) 歴史・文化財等の資源の情報発信

各種イベントへの参加やホームページなどを活用し、本市の歴史や文化財等を広く発信します。

主な施策

- 各種イベントへの参加
- ホームページ等の活用

評価指標

歴史に興味を持っている市民の割合

35.0%
(2016年度現状値)

40.0%
(2027年度目標値)

基本方針1 文化芸術を生かしたまちづくり

市民が文化芸術に対する関心や理解を深めるための普及啓発に関する取り組みや、外国人を含む幅広い市民が、公共施設などで身近に文化芸術に触れる機会を拡充します。また、今後、市民が文化芸術活動に参加しやすくするためにも、情報提供に一層取り組みます。

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

音楽、演劇、古典芸能など幅広いジャンルの舞台芸術作品の鑑賞や芸術家の指導による創作活動などの提供により、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

主な施策

- 舞台芸術鑑賞の機会提供
- 芸術家の指導による創作活動

(2) 文化芸術の情報発信の充実

ホームページや情報誌、市民活動情報サイトなどの活用により、文化芸術に関する情報発信の充実を図ります。

主な施策

- 情報誌等の活用
- 市民活動情報サイトの活用

評価指標

日頃から文化や芸術に親しんでいる市民の割合

44.9%
(2016年度現状値)

50.0%
(2027年度目標値)

まちの未来 ～魅力あふれる文化のまち

基本方針4 施設等を活用した文化芸術の振興

本市のさまざまな文化施設を、利用したい人が利用しやすいよう、それぞれの文化施設の特徴を生かしながら、利用促進を図っていきます。また、文化芸術活動の場の創出を図るため、文化施設以外の公共施設なども有効活用していきます。

(1) 文化施設の有効活用

総合文化センター（市民ホール）や中央図書館、美術館などの本市の文化施設等を有効活用し、文化芸術の振興を図ります。

主な施策

- ホールやリハーサル室の活用
- 読書講演会
- 企画展の開催
- 企画展・常設展の開催
- 常設展の開催
- 活動場所の提供

主な施設

- ・総合文化センター（市民ホール）
- ・中央図書館
- ・美術館
- ・歴史博物館
- ・郷土資料館
- ・その他の施設



評価指標

創作や発表がしやすい環境が整備されていると思う市民の割合

69.0%
(2016年度現状値)

75.0%
(2027年度目標値)

基本方針2 文化芸術の観光への活用

刈谷らしさを生かしたまちづくりを推進することは、市外の人々から本市を知ってもらい、一度は訪れてみたいと思うまちにつながるとともに、市民のまちに対する誇りや愛着へとつながります。そのため、文化資源を活用した観光の活性化を図り、本市の文化芸術の魅力を発信します。

(1) 観光振興との連携

歴史関連施設や歴史的資源を活用し、本市の文化芸術の魅力を市内外に発信するとともに、無形民俗文化財の保存団体などと連携を図り、観光振興を進めます。

主な施策

- 無形民俗文化財等の活用
- 歴史関連施設の活用



評価指標

観光イベントの来場者数

381,408 人
(2016 年度現状値)

500,000 人
(2027 年度目標値)

ちを目指して～

基本方針5 文化芸術を創造し支える人づくり

これからの文化芸術を担う子どもや若者たちの感性や想像力を育むことができるよう、文化芸術団体などと連携し、文化芸術や歴史を学び親しむ機会の充実を図ります。また、文化芸術活動を支える人材を育成していくとともに、文化芸術団体などが主体となって実施する文化芸術活動を支援し、その育成を図ります。

(1) 文化芸術の担い手づくり

学校や文化芸術団体などと連携し、本市における文化芸術の担い手づくりを進めます。

主な施策

- 学校との連携
- 市民アーティストの起用

(2) 文化芸術活動の支援

本市の文化芸術活動を支える文化芸術団体などが、さらに文化振興の担い手として活躍できるよう支援に努めます。

主な施策

- 市民企画の文化芸術イベントの支援
- 文化芸術団体への支援

評価指標

文化芸術に関する
ボランティア団体会員数

5,715 人
(2016 年度現状値)

6,000 人
(2027 年度目標値)

第2次刈谷市文化振興基本計画（概要版）

発行 2018（平成30）年3月

発行者 刈谷市 / 編集 市民活動部文化観光課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1037

FAX：0566-27-9652